

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、機動的かつ弾力的な経営を行いつつ、経営監視機能を充実させ、経営の健全性、透明性を確保することによって、利害関係者と長期的かつ安定、継続した良好な関係を築くことが、企業経営において必要不可欠であると認識しております。そのために、組織体制の整備だけでなく、全社一丸となってコンプライアンス意識を向上させ、また、リスク管理を強化した経営にあたることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】重要

＜補充原則1－2.(4)＞

当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要となりつつあると認識しています。当社では、平成26(2014)年12月期決算より英文での決算資料の提供を開始しておりますが、議決権電子行使プラットフォームへの参加や、招集通知の英訳につきましては取組めておりません。今後は当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトへの開示を結局的に検討しており、また、株主名簿に記載されている海外の信託銀行等へ招集通知の英訳の送付も検討に加えております。

＜補充原則1－2.(5)＞

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていません。ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることとしています。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

＜原則4－1.(3)＞

当社では、取締役並びに監査役について定年を設けておらず、再任・新任の取締役、監査役候補者の選任にあたっては職務を適切に遂行することが可能かどうかを取締役会および監査役会で審議したうえで決定しております。また代表取締役の選定にあたっては、取締役会にて選定しており、取締役の相互評価や各取締役とのヒアリング等を踏まえた選定を行うことで、透明性・公平性の高い後継者の指名を整えてまいります。なお、取締役ならびに監査役の選任基準は現時点では定めておりません。

＜補充原則4－10.(1)＞

当社は、監査役会設置会社で、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。現状、取締役会と独立社外取締役との連携ができており、取締役会の運営や取締役の指名・報酬等特に重要な事項の検討については、独立社外取締役から事前に、助言・関与を得ております。

＜補充原則4－11.(3)＞

当社取締役会では、各取締役の自己評価をもとにアセスメント面談を実施しており、社外取締役・監査役の意見等を参考にしつつ、取締役会の全体の実効性について分析・評価を行っております。また、その結果の概要を開示することについては、今後検討してまいります。

＜原則5－1.＞

当社では、管理担当取締役を選任するとともに、財務経理部をIR担当部署として、株主との積極的な対話に前向きに取り組んでおります。特に株主や投資家に対しては、株主総会後の株主質問会(コネクトーク)や決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、店舗見学会やスモールミーティングを実施しています。また、当社の株主構成を鑑み、毎年、アジア又は欧米にて投資家訪問及び説明会を必ず年1回以上実施することを考えており、これらの取組みを「株主との建設的な対話に関する基本方針」としてまとめ、開示する方向で検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】重要

＜原則1－4.＞

当社では、投資目的以外の目的で保有する株式がないため、現時点では保有について統一の基準を設ける予定はありません。

＜原則1－7.＞

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は行わないこととしておりますが、万が一取引を行うこととなる場合には、管理担当取締役の検討のうえで取締役会で審議・決議を要することとしています。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。当社取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

＜原則3－1.＞

(ア)経営理念を当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しています。
(イ)コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。
(ウ)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。
また、平成27(2015)年12月開催の株主総会招集通知にも記載しています。
(エ)社外取締役及び社外監査役の選任に係る社外役員の選任ガイドライン及び社外役員の独立性基準を定め、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。
(オ)新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

＜補充原則4－1.(1)＞

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、各事業毎に執行責任者・担当取締役を設け、経営の意思決定と業務執行の分離を図っています。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。経営会議は、常勤取締役のほか、各事業の執行責任者で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業にまたがる課題の対策を協議しています。経営会議の結果は、取締役会に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしています。担当役員は、各事業の管理監督の統括責任者として配置され、取締役会、経営会議で決定された事項に基づき、担当事業における業務遂行の管理監督責任を負っています。執行責任者は、「コーポレート事業」「コミュニティ事業」「イベント事業」「ラウンジ事業」の各事業における部長が選任され、取締役会や経営会議で決定された事業計画に基づき、各事業内における施策の決定や業務遂行を行っています。事業毎の会議体は、担当取締役又は執行責任者のもと、事業内の責任者で構成され、事業内での経営課題や業務執行に関して協議を行っています。

＜原則4－8.＞

当社は、当社独自の社外役員選任ガイドライン等は設けておりませんが、「社外役員の独立性基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しております。企業経営経験者として多彩に豊富な経験と見識を持っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たす資質を十分に備えています。

＜原則4－9.＞

当社では、社外役員の選任ガイドライン等は定めておりませんが、独立社外取締役候補者選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として取締役会にて選定しております。(株主総会招集通知: <http://www.ibjapan.jp/p/ir/>)

＜補充原則4－11.(1)＞

当社取締役会は、昨年度より社外取締役を1名増員し、取締役8名、監査役3名の規模で構成しており、当社の国内外に広がる多様な事業とそ

の事業機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理、等々に対応することおよび取締役会の独立性・客観性等を総合的に勘案し、取締役会の規模と取締役の選任を検討しており、適正規模と考えております。

社外取締役については、企業経営者から選任しております。取締役会の構成を見ると、性別では11名中2名が女性であり、外国籍の取締役・監査役はおりません。

＜補充原則4－11.(2)＞

当社では、取締役が新たに他社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認が必要となります。社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。社外取締役1名のうち1名が、当社以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、業務執行取締役全員は当社以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。社外監査役2名全員は、当社以外の他の上場会社の社外役員を兼任していません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

＜補充原則4－11.(3)＞

当社取締役会では、各取締役の自己評価をもとにアセスメント面談を実施しており、社外取締役・監査役の意見等を参考にしつつ、取締役会の全体の実効性について分析・評価を行っております。また、その結果の概要を開示することについては、今後検討してまいります。

＜補充原則4－14.(2)＞

当社では、取締役・監査役に対するトレーニングの方針については定めておりませんが、有用かつ効率的なトレーニングの機会については、具体的な方針等を定めることを中心に継続して検討してまいります。

＜原則5－1.＞

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。そのため、代表取締役はじめ管理担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。また、当社の株主構成を踏まえ、海外投資家に対しても、経営トップによる対話をアジア又は欧米地域で年1回以上行う考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石坂 茂	4,116,000	33.46
株式会社TNnetwork	1,080,000	8.78
中本 哲宏	1,077,600	8.76
土谷 健次郎	600,000	4.88
野村證券株式会社	308,000	2.50
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	283,000	2.30
山口貴弘	272,000	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	265,900	2.16
石坂 美江	236,200	1.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	219,900	1.79

支配株主（親会社を除く）の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第一部

決算期 12 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
残間 里江子	他の会社の出身者											
大橋 康宏	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
残間 里江子	○	株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役会長 株式会社キャンディッド・プロデュース代表取締役社長 藤田観光株式会社取締役	（社外取締役選任理由） 異業種・他業界の経営者としての経験と従来の枠組みにとらわれない視点から取締役会で積極的にご発言頂くことが期待できることから社外取締役に選任しております。 （独立役員に指定した理由） 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、取引所が定める独立性判断基準に該当する事項がないため、独立役員として指定しております。
大橋 康宏	○	株式会社ラストリゾートジャパン代表取締役	（社外取締役選任理由） 異業種・他業界の経営者としての経験と従来の枠組みにとらわれない視点から取締役会で積極的にご発言頂くことが期待できることから社外取締役に選任しております。 （独立役員に指定した理由） 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、取引所が定める独立性判断基準に該当する事項がないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 更新 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役および内部監査室は、会計監査人と監査に対する計画および監査実施状況等について随時情報交換を行っており、より実効性の高い監査を実施しております。
また、必要に応じて監査役会において、会計監査人の監査状況についての情報共有を行っております。
また、常勤監査役は内部監査室と概ね月に一度会合を持ち、内部監査の状況について報告を受けているほか、適宜意見交換や情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺村 信行	他の会社の出身者													
八木 香	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺村 信行	○	株式会社サンシャインシティ取締役相談役	(社外監査役選任理由) 豊かな職務経験と企業経営における高い見識を有することから、経営執行上の管理・監督をすることで当社のコーポレートガバナンス体制を更に強化できると判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、取引所が定める独立性判断基準に該当する事項がないため、独立役員として指定しております。
八木 香	○	株式会社バラスアテナ代表取締役	(社外監査役選任理由) 異業種・他業界の経営者としての経験と従来の枠組みにとらわれない視点からの取締役会ならびに監査役会で積極的にご発言頂くことが期待できることから、経営執行上の管理・監督をすることで当社のコーポレートガバナンス体制を更に強化できると判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、取引所が定める独立性判断基準に該当する事項がないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	更新	4名
--------	----	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員はすべて指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬のつきまとしては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額(年額200百万円以内)の範囲内において決定しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

当社は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社業務執行取締役および従業員に対して、有償にて新株予約権を発行しております。

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

取締役と監査役の総額報酬をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

当社は、経歴や当社との関係を除き、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しており、社外取締役にきましては、一般株主の代表として企業価値の向上を追求する他、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することを期待しております。

監査役会にきましては、より独立した立場から実効的な監査を実現するため、社外監査役2名のほか当社元社外取締役経験者1名の合わせて3名で構成しております。

社外取締役ならびに社外監査役それぞれが業務遂行の最高機関である取締役会に出席することで、十分な経営の監視機能を果たしていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会の2週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の前後1～2営業日以上前の開催日を設定しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成しており、当社ホームページに掲載しております。
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社、IR支援会社等が企画する説明会に積極的に参加しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内においては、決算説明会、スモールミーティング、1On1を毎四半期ごとに実施し、決算説明会は動画配信しております。 国内機関投資家の定期的な個別訪問・来社に対応しております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家の個別訪問に対応しております。 証券会社主催のスモールミーティング等に年に数回参加しています。
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとの決算資料は和文・英文で、その他適時開示資料は和文のみを当社ホームページに掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:財務経理部(IR担当) IR担当役員:取締役 桑原元就

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

その他	適時開示体制の充実を図っております。
-----	--------------------

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。(最終改定 平成27年6月15日)

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社および子会社は、法令遵守および企業倫理の浸透を取締役および従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
・内部監査室は、各部における業務執行の法令・定款との適合性を監査し、当社および子会社の法令遵守および企業倫理の浸透への取組みを横断的に推進する。また、法令上疑義のある行為等について、当社の監査役のほかに従業員が情報提供を行う窓口としても機能することにより、問題を未然に防止するよう努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・「文書保存管理規程」の整備により、当社の取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。))に記録し保存しております。
・当社の取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるようにしております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「事故管理規程」および「リスク管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故(リスク)が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社および子会社は、中期経営3カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、月次レビューと改善策の提案により、業績管理の徹底に努めております。
・経営に重大な影響を及ぼす事項は、当社の取締役会および経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定しております。
- (5) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および子会社の事業活動が法令および定款に適合することを確保し、且つ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実に努め、当社および子会社全体の適正な管理を実践しております。
・子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社および子会社は、法令遵守および企業倫理の浸透を取締役および従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役を当社の取締役が兼務することで、子会社の業務の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保しております。
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「事故管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、当社および子会社共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故(リスク)が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社の経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「関係会社管理規程」を定めております。
ロ. 当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、財務経理部に対して、随時、必要に応じて監査への協力を求めることができるようにしております。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
財務経理部は、当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して当社の取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
・当社の取締役および従業員が当社の監査役に報告するための体制
イ. 当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と次に定める事項について当社の監査役に対して随時報告しております。
a. 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項
b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
c. 重大な法令・定款違反その他重要な事項
ロ. 当社の監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役または従業員に報告を求めることができ、当該取締役または従業員はこれに応じております。
・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
イ. 子会社における重要な事象については、「リスク管理規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社の監査役に報告しております。
ロ. 当社の監査役と子会社の監査役は、定期的に監査状況について報告および情報交換を行っております。
ハ. 子会社の従業員等から内部通報で相談、報告された内容を取りまとめ、重要項目については当社の監査役に報告を行っております。
これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社の監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言しております。また、当社および子会社の各部にも出向いて業務執行を監査しております。
・監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととしております。また、当社の代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成24年2月15日開催の取締役会において「反社会的勢力に対する基本方針」を決議し、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶いたします。」を基本理念として尊重し、これに沿って体制を構築し運用しております。

社内体制としては、反社会的勢力に対する対応統括部署は財務経理部とし、平素より警察など外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事象の発生時には迅速に対応できる体制を構築しております。また、反社会的勢力対応マニュアルのもと、会社の基本姿勢と対応方針を明確化するとともに、社内研修等の場において定期的に注意喚起を実施し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を構築しております。また、新規取引先の取引先調査実施に加え、既往取引先においても途上調査を実施し、関係排除の徹底を制度的にも図っております。

「反社会的勢力対応マニュアル」の主な内容

- (1) 会社の基本姿勢
反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示し、いかなる形であっても絶対に反社会的勢力との関係を持ちません。
- (2) 日常業務での注意点

下記の方針を明確化しています。

- a. 新規取引時の調査義務付け
- b. 調査に問題があった場合の管理担当役員を中心とする対応方法
- c. 機関紙等送りつけ時の受取り拒否、あるいは返送対応等
- d. 苦情に乗じたアプローチへの対応等

(3)取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応方針

何らかの係わりが判明した場合には、これらの勢力との関係を断ち切る強い意志を持ち毅然として対応します。また、必ず所属上長へ報告し、管理担当役員へ相談します。管理担当役員は、役員間での協議、顧問弁護士、外部専門家、必要に応じて警察等へも相談し、対応を指示します。

(4)面談要求への対応

相手や要件の確認、応対場所の選定、応対状況の記録、念書等書面作成の回避、法的手段の検討、あるいは警察・暴力追放運動推進センターとの連携等、具体的な対応方法を定めています。

(5)社内体制の確立

以下の体制整備をしています。

- a. 財務経理部による社内研修等の場における定期的な注意喚起の実施
- b. 財務経理部による取引先調査情報のデータベース化により、報告や迅速な対応の実現
- c. 顧問弁護士や警察等から適時、指導・アドバイスを受けられる緊密な連携の確立

V その他

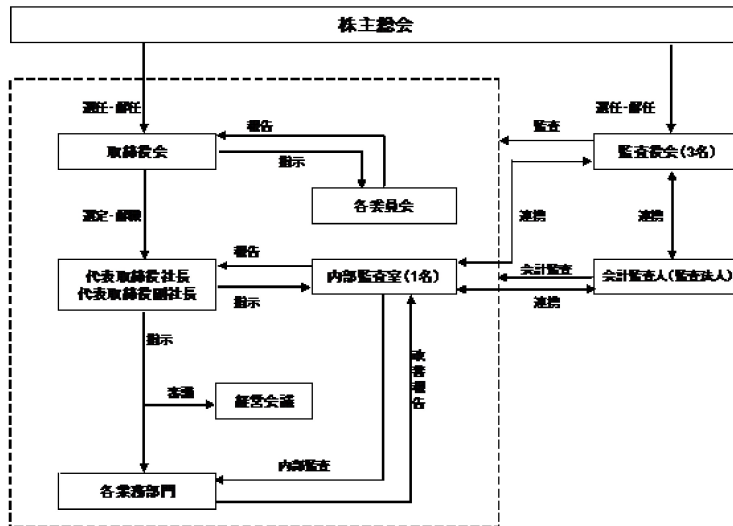
1. 買収防衛策の導入の有無

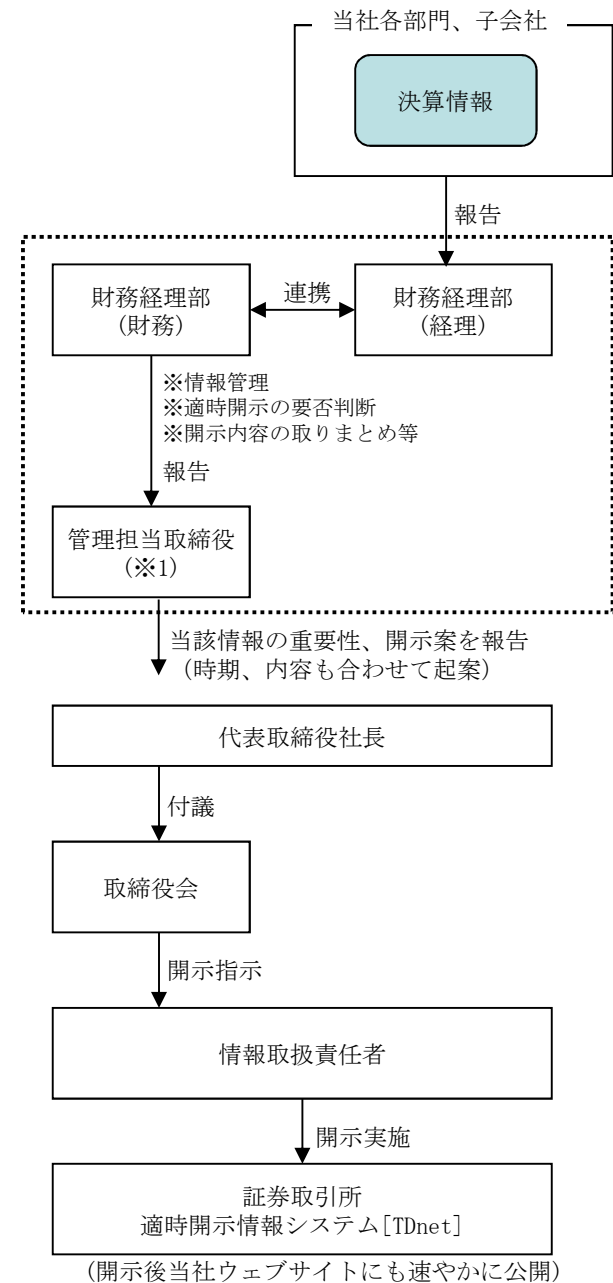
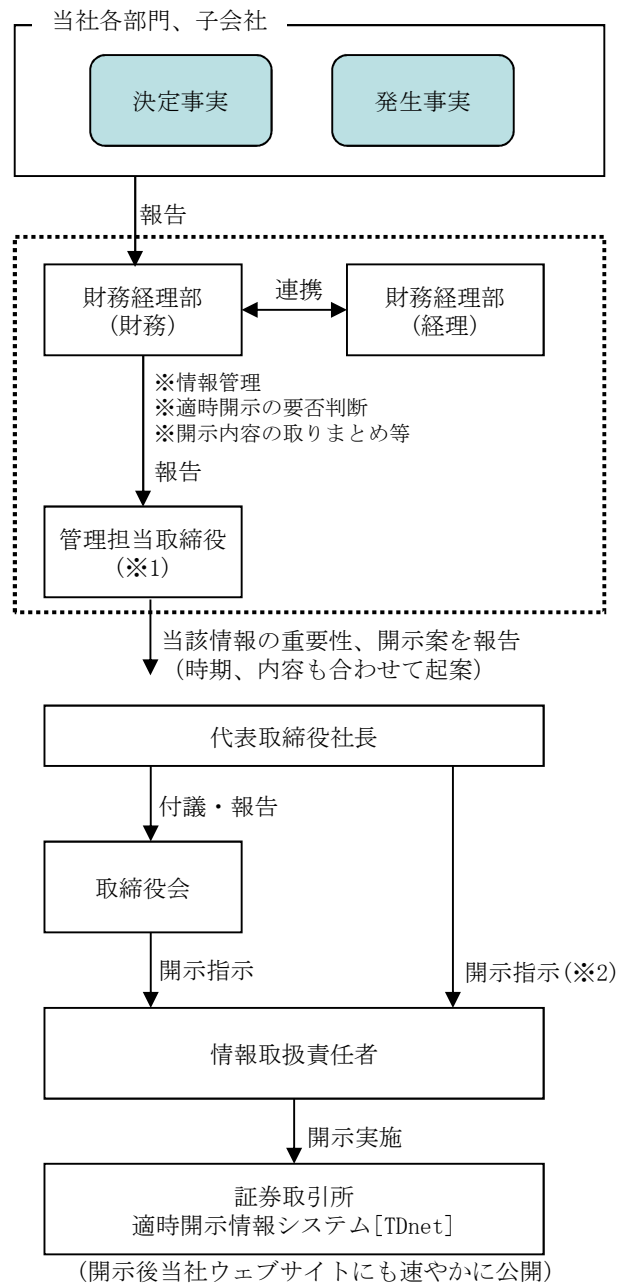
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項





※1 適時開示の要否は、担当役員、関係部室長との協議により、管理担当取締役が判定する。

※2 緊急を要する発生事実に関する情報は、代表取締役の判断により、取締役会への報告を経ずに開示することができる。

当社のコーポレートガバナンス・コードの実施状況は以下のとおり開示しております。

コーポレートガバナンス・コード				実施状況	
基本原則	原則	補充原則		Comply	Explain
第1章 株主の権利・平等性の確保	1-1. 株主の権利の確保	—		●	
		1-1. ①		●	
		1-1. ②		●	
		1-1. ③		●	
	1-2. 株主総会における権利行使	—		●	
		1-2. ①		●	
		1-2. ②		●	
		1-2. ③		●	
		1-2. ④			●
		1-2. ⑤			●
	1-3. 資本政策の基本的な方針	—		●	
	1-4. いわゆる政策保有株式	—		●	
	1-5. いわゆる買収防衛策	—		●	
		1-5. ①		●	
	1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策	—		●	
	1-7. 関連当事者間の取引	—		●	
第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定	—		●	
	2-2. 会社の行動準則の策定・実践	—		●	
		2-2. ①		●	
	2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題	—		●	
	2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保	—		●	
		—		●	
第3章 適切な情報開示と透明性の確保	3-1. 情報開示の充実	—		●	
		3-1. ①		●	
		3-1. ②		●	
	3-2. 外部会計監査人	—		●	
		3-2. ①		●	
		3-2. ②		●	
第4章 取締役会等の責務	4-1. 取締役会の役割・責務(1)	—		●	
		4-1. ①		●	
		4-1. ②		●	
		4-1. ③			●
	4-2. 取締役会の役割・責務(2)	—		●	
		4-2. ①		●	
	4-3. 取締役会の役割・責務(3)	—		●	
		4-3. ①		●	
		4-3. ②		●	
	4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務	—		●	
		4-4. ①		●	
	4-5. 取締役・監査役等の受託者責任	—		●	
	4-6. 経営の監督と執行	—		●	
	4-7. 独立社外取締役の役割・責務	—		●	
	4-8. 独立社外取締役の有効な活用	—		●	
		4-8. ①		●	
		4-8. ②		●	
	4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	—		●	
	4-10. 任意の仕組みの活用	—		●	
		4-10. ①			●
	4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件	—		●	
		4-11. ①		●	
		4-11. ②		●	
		4-11. ③			●

コーポレートガバナンス・コード				実施状況	
基本原則		原則	補充原則	Comply	Explain
第4章	取締役会等の責務	4－12.	取締役会における審議の活性化	－	●
			4－12. ①	●	
		4－13.	情報入手と支援体制	－	●
			4－13. ①	●	
			4－13. ②	●	
			4－13. ③	●	
		4－14.	取締役・監査役のトレーニング	－	●
			4－14. ①	●	
第5章	株主の対話	5－1.	株主との建設的な対話に関する方針	4－14. ②	●
				－	●
				5－1. ①	●
				5－1. ②	●
				5－1. ③	●
		5－2.	経営戦略や経営計画の策定・公表	－	●